

政策推進の基本方向3 誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり

つくる5 一人ひとりがいきいきと豊かに生活できる環境をつくる

取組10 就労や地域活動を通じた多様な主体の社会参画の促進

多様な主体の社会参画と地域コミュニティの再生・活性化を目指し、人手不足や働き方の多様化に対応した雇用のマッチングやアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向けた取組、ひきこもり状態にある方の居場所づくりなど、年齢、性別、障害の有無、国籍などに関わらず、多様な主体が活躍しやすい環境整備を推進します。

また、若者向けの情報発信等を強化し、関係人口の創出・拡大を図るとともに、移住定住を促進するため市町村と連携した首都圏イベントでのPR等に取り組みます。

さらに、行政が保有するデータの民間利用の拡大やデジタル技術を活用した各種調査によって、県政の推進における官民協働の充実を図ります。

取組11 文化芸術・スポーツ活動と生涯学習の振興

文化芸術分野については、県民会館とNPOプラザの複合施設の建設を着実に進めるとともに、開館に向けた運営体制の強化を図ります。

スポーツ活動については、関係団体との連携を深めながら、競技力の向上及び子どもたちの体力向上を目指し、国際大会や全国大会で活躍できる選手の育成支援やスポーツ選手等の県内就業を促進する取組、子どもの運動習慣の確立に向けた支援を行うとともに、県民の運動機会の増進やスポーツ振興に向けた取組を進めます。

生涯学習の振興については、学び続けられる環境を整備するほか、多様な学習機会の提供や推進する人材育成を進めます。

つくる6 健康で、安全安心に暮らせる地域をつくる

取組12 生涯を通じた健康づくりと持続可能な医療・介護サービスの提供

県民一人ひとりが地域や職場で心身の健康づくりに取り組むため、ICTの活用等による環境の充実を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、医療機関等と連携し、新たな感染症に備えた医療提供体制の整備を図ります。

将来的に必要な医療機能等を見据え、仙台医療圏における病院再編について、関係機関と新病院の整備に向けた具体的な検討を進めるとともに、救急医療をはじめとした政策医療の課題解決に向けて取組を推進します。

修学資金貸付や勤務環境の改善支援等による医師や看護師、薬剤師をはじめとする医療人材の確保・育成、適正配置に向けた対策に取り組みます。さらに、国内外からの介護人材の確保・育成やICTを活用した介護職員の職場環境整備を推進するとともに、地域包括ケアシステムの推進、特別養護老人ホーム等の整備を進め、高齢者を支える体制整備を構築します。

取組13 障害の有無に関わらず安心して暮らせる社会の実現

障害や障害者に対する県民の理解・関心を高めるための普及・啓発のほか、障害福祉サービ

新・宮城の将来ビジョン推進事業

No	事業名	事業内容	部局	担当課室	事業 実施 期間 (実施計画上)	R8事業費 (千円)	ビジョン体系					S D G s
							18の取組				復興	
							主 な 取 組	関連				
422	みやぎスポーツDAY費	広く県民にスポーツ・レクリエーション活動を実践する場を提供	企画部	スポーツ振興課	R7-R9	1,518	11					4
423	みやぎ県民文化創造の祭典(芸術銀河)開催事業	実行委員会負担金等	環境生活部	消費生活・文化課	R7-R9	17,800	11					4
	みやぎ地域文化創造促進事業				-	15,350						-
424	地域文化サポート事業	新県民会館の整備を契機とした地域の文化資源を活用した新たな地域活性化の取組支援	環境生活部	消費生活・文化課	R7-R9	2,050	11					4
425	文化芸術体験促進事業	文化芸術を通じてあらゆる人が社会参加できる機会の促進とアウトリーチの仕組みづくり	環境生活部	消費生活・文化課	R7-R9	13,300	11					4
426	宮城県立劇場整備事業	宮城県立劇場の建設工事	環境生活部	消費生活・文化課	R7-R9	6,570,880	11					11
427	宮城県立劇場道路整備事業	宮城県立劇場の建設に係る周辺道路の整備	環境生活部	消費生活・文化課	R7-R9	9,717	11					11
428	宮城県立劇場整備推進事業	宮城県立劇場の開館準備業務	環境生活部	消費生活・文化課	R7-R9	91,000	11					4
429	みやぎの文化芸術活動支援事業	芸術文化活動への支援、美術館各種教育普及活動	教育庁	生涯学習課	R7-R9	9,667	11					4
430	生涯学習プラットフォーム構築事業	生涯学習情報提供システムの構築	教育庁	生涯学習課	R7-R9	1,018	11					4
431	図書館貴重資料保存修復事業	図書館貴重資料保存修復対策	教育庁	生涯学習課	R7-R9	14,723	11					4
432	美術館リニューアル整備事業	美術館リニューアルのための施設改修等	教育庁	生涯学習課	R7-R7	—	11					4
433	図書館電子書籍サービス事業	県図書館への電子書籍サービスの導入	教育庁	生涯学習課	R8-R8	40,000	11					4
434	多賀城政庁復元検討事業	多賀城の歴史的価値の発信や地域資源としての活用に向けた政庁復元のあり方等の検討	教育庁	文化財課	R7-R8	21,000	11					4
435	救命救急センター運営費補助事業	救急救命センターへの補助	保健福祉部	医療政策課	R7-R9	202,121	12					3
436	救急搬送情報共有システム機能強化事業	救急搬送の効率化に向けたシステムの機能強化	保健福祉部	医療政策課	R7-R9	46,134	12					3
437	救急患者転退院支援事業	救急患者退院コーディネーターに係る補助等	保健福祉部	医療政策課	R7-R9	103,511	12					3
438	救急電話相談事業	急な病気やけがにかかる救急電話相談	保健福祉部	医療政策課	R7-R9	41,423	12					3
	地域包括ケアシステム体制推進事業				-	33,580						-
439	在宅医療連携拠点整備事業	在宅医療・介護の連携体制の構築に向けた補助等	保健福祉部	医療政策課	R7-R9	29,503	12					3
440	認定薬局等の整備促進事業	薬局の地域連携等の機能強化	保健福祉部	業務課	R7-R9	4,077	12					3
441	病床機能再編支援事業	病床数最適化の支援	保健福祉部	医療政策課	R7-R8	159,144	12					3
442	地域医療機能集約・連携強化事業	医療機関相互の協力による機能集約への支援	保健福祉部	医療政策課	R7-R7	—	12					3
443	地域医療介護総合確保基金積立金(医療分)	地域医療と介護の総合的な確保に向けた事業のための基金積立	保健福祉部	医療政策課	R7-R9	13,271,574	12					3

目標3:ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の持続的な発展を支える人間を育む。

基本方向6 社会の発展を支える力と郷土を愛する心の育成

1 第2期計画(改訂版)における方向性

- ・ 学校と地域や産業界などが連携・協働し、ふるさと宮城への愛着や誇りを持ちながら国際的に活躍する人材や、地域の持続的な発展を支える職業人の育成など、宮城の将来を担う人づくりを進めます。
- ・ 自国や郷土の歴史への関心を高め、理解を深める教育を推進するとともに、伝統・文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する心を養います。また、郷土の財産である文化財を後世に保存・継承しながら、地域活性化に向けて活用を図ります。

2 取組に対応する事業

(1)宮城の将来を担う人づくり **重点的取組9**

区分	事業名	事業概要	事業実施期間	R8当初予算額(千円)	担当課室
◎	01 志教育支援事業(再掲)	東日本大震災の経験を踏まえ、児童生徒が社会において果たすべき自己の役割を考え、自ら生き方を主体的に追求するよう促し、社会人・職業人として生涯にわたって自立する上で必要な能力や態度を育てる。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・志教育支援事業推進会議の開催 ・道徳教育推進協議会の開催及び指導者養成研修への派遣 ・豊かな心を育む研究指定校での公開研究会等の開催 ・豊かな心を育む道徳教育指導者研修会の開催	R6-R8	1,259	義務教育課
◎	02 志教育推進地区指定事業(再掲)	実践体験型PBL*(Problem Based Learning)による総合的な学習の時間の取組を見直し、児童・生徒の主体的な学びを大切に志教育を推進する。その成果を検証し、得られた成果や知見を県内に広げることで志教育の一層の推進につなげる。対象は県内中学校区2地区(3年間)。 *実践体験型PBL:地域社会と連携し課題解決に取り組む学習 ＜令和8年度の主な取組＞ ・総合的な学習の時間を中心に実施 ・地域の人々と共に課題設定、課題追究、社会への働き掛けを実施	R6-R8	2,000	義務教育課
◎	03 高等学校「志教育」推進事業(再掲)	高校生が自ら社会で果たすべき役割を主体的に考えながら、より良い生き方を目指し、その実現に向かって意欲的に物事に取り組む姿勢を育む教育を推進する。また、将来宮城の医師や教師となる志を持つ生徒を対象として、講演会や特別講座等を実施し、学力や学習意欲の向上を図る。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・「志教育」研究指定校による取組への支援 ・みやぎ高校生フォーラムの開催 ・みやぎ高校生マナーアップ運動の推進 みやぎ高校生マナーアップ・キャンペーンの実施(春・秋) みやぎ高校生マナーアップフォーラムの開催 ・医師を志す高校生特別講座等の実施 ・教師を志す高校生による大学研究室訪問の実施	R6-R10	9,956	高校教育課

区分	事業名	事業概要	事業実施期間	R8当初予算額(千円)	担当課室
◎	04 進路達成支援事業(再掲)	高校生に対して自らが社会でどのような役割を果たすべきかを考えさせ、志を持って高校生活を送ることができるよう支援する。模擬面接等により内定率の持続や定着率の向上を目指す。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・進路達成セミナーの開催 ・「しごと応援カード」の作成と配布 ・企業説明会、就職面接会の実施	R6-R10	2,970	高校教育課
◎	05 みやぎ若者活躍応援事業(再掲)	宮城の次代を担うリーダー養成塾の開催や青少年の意見表明機会の提供により、青少年の育成並びに社会参加及び活躍を促進し、地方創生に資する人材の育成を図る。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・ネクストリーダー養成塾の開催 ・みやぎの青少年意見募集事業の実施	R6-R10	3,012	共同参画社会推進課
◎	06 みやぎグローバル人材育成事業	国際的視野に立って協働的に行動しながら未来を創造し、グローバルに活躍することができる人材の育成を目指し、県立高校において国際バカロレア・ディプロマプログラムの実施を推進する。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・ワークショップへの参加 ・先進校視察	R6-R10	110,062	高校教育課教職員課
◎	07 産業人材養成教員研修事業【教職員CUP事業】(再掲)	工業科等の専門教科担当教員を一定期間企業等に派遣するなどして最新技術を得得させることにより、専門高校等における産業人材育成の活性化を図る。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・専門教科担当教員の企業等への派遣研修等の実施	R6-R9	1,980	教職員課
◎	08 ふるさと納税を活用した県立高校魅力化事業 新規	クラウドファンディング型ふるさと納税の制度を活用し、学校や生徒自らが考案した学校魅力化に向けたプロジェクトに対する寄附を募集することで、生徒の主体性を育てるとともに、生徒のアイデアを形にする仕組みの定着により高校教育の更なる活性化を図る。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・モデル校3校におけるプロジェクトの実施	R8-R10	5,600	教育企画室
◎	09 専門教育次世代人材育成プロジェクト事業	専門高校等の特色・強みを踏まえて、地域の課題・人材育成のニーズに応じることにより、人間関係形成・社会形成能力、課題解決能力、自己理解、自己管理能力、キャリア・プランニング能力の醸成を図るとともに、地域活性化の担い手として、分野や領域の壁を越えて人や組織の「協働」を創出し、地域産業の振興を推進できる人材を育成する。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・生徒のアイデアによる地域の特産品を活かした商品開発 ・企業連携、パッケージ製作、販売等の活動をととして地域課題に取り組む ・地域の児童・生徒との連携をととして、地域や専門高校への理解を深める ・いしのみきパートナーシップ協議会の開催 ・活動報告会の実施	R6-R8	2,980	高校教育課
◎	10 みやぎクラフトマン21事業	専門高校生の技術力向上とものづくり産業に対する理解を深め、地域産業を支える人材の確保と育成につなげるため、現場実習や企業等の熟練技能者による実践的な授業等を行う。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・実践的授業支援 ・資格取得支援 ・ものづくりコンテスト充実支援	R6-R9	5,390	高校教育課
◎	11 「地学地就」産業人材育成事業	富県宮城の将来を支える「ものづくり人材の育成」と「県内企業への就職」を支援するため、経済商工観光部等と連携・協働し、生徒と企業とのマッチングを図り、職場定着の促進を図る。また、県内企業からの採用相談等に対して、人手不足の解消を支援する。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・「地学地就」コーディネーターの配置	R6-R9	48,645	高校教育課



区分	事業名	事業概要	事業 実施 期間	R8当初 予算額 (千円)	担当課室
12 ◎	みやぎ専門高校 魅力発信強化事業 新規	本県の専門高校等で学んでいる生徒の日頃の学習活動や成果を発表することと とし、県民の専門高校等に対する理解や関心を高め、産業教育の振興を図ると ともに、各校の魅力を広く発信する。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・パネルの展示や成果物の販売、体験、実演等の実施 ・仙台駅周辺施設での実施	R8- R10	2,000	高校教育課
13 ◎	ものづくり人材育 成確保対策事業	ものづくり産業への興味関心や認知度を向上させるため、ものづくり企業見学 会を開催するほか、ものづくり産業広報誌等を作成・配布する。また、高校生等を 対象としたキャリア教育セミナーの実施により、県内製造業への就職拡大や早期離 職の防止を図るとともに、熟練技能者を工業系高校に派遣するなど、高校生の技 能向上等を支援する。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・ものづくり企業見学会の開催 ・ものづくり産業広報誌等の発行 ・熟練技能者の派遣による実践指導等	R6- R9	36,188	産業人材対 策課
14 ◎	産業人材育成プ ラットフォーム推 進事業	産学官の人材育成機関の情報共有等を図るため「みやぎ産業人材育成プラット フォーム」及び「圏域版産業人材育成プラットフォーム」を設置・運営する。また、産 業人材育成の気運を醸成するためのフォーラムを開催する。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・みやぎ産業人材育成プラットフォームの運営、フォーラムの開催 ・圏域版プラットフォームの運営	R6- R10	982	産業人材対 策課
15 ◎	小中学生へのキャ リア形成支援事業	県内の児童・生徒を対象とした若手社会人等との対話プログラムを実施し、明確 な勤労観や職業観を持った人材を育成する。また、対話プログラム参加を通じて、 若手社会人自身の勤労観や職業観の形成も促すとともに、地域内企業間の交流の 機会を提供する。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・小中学生へのキャリア形成支援業務 ・キャリア教育推進に向けた取組	R6- R9	10,000	産業人材対 策課
16 ◎	みやぎジョブカ フェ運営事業	就職支援施設「みやぎジョブカフェ」において、併設の新卒応援ハローワークや企 業・学校等と連携し、キャリアコンサルティング、就職支援セミナー、面接対策、履 歴書の添削など、求職者の就職活動を支援する。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・個別就職相談（キャリアコンサルティング）の実施 ・就職支援セミナーの実施 ・各種就職情報の提供	R6- R10	54,304	雇用対策課
17 ◎	高卒就職者援助 事業	宮城労働局・市町村など関係機関と連携し、就職イベントを開催するほか、県内6 地域で合同企業説明会を開催する。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・高校2年生向け業界紹介セミナー（仙台） ・企業説明会の開催（白石、仙台、塩釜、石巻、大崎、気仙沼）	R6- R9	1,465	雇用対策課
18	循環型社会に貢 献できる産業人 材育成事業	廃棄物の発生抑制やリサイクル産業等について、専門高校生としての基礎的研 究を行い、循環型社会に貢献できる技術者・技能者の育成を図る。	R6- R10	7,504	高校教育課
	合計			306,297	

(2)伝統・文化の尊重と郷土を愛する心の育成

区分	事業名	事業概要	事業 実施 期間	R8当初 予算額 (千円)	担当課室
01 ◎	志教育支援事業 (再掲)	東日本大震災の経験を踏まえ、児童生徒が社会において果たすべき自己の役割 を考え、自ら生き方を主体的に追求するよう促し、社会人・職業人として生涯に わたって自立する上で必要な能力や態度を育てる。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・志教育支援事業推進会議の開催 ・道徳教育推進協議会の開催及び指導者養成研修への派遣 ・豊かな心を育む研究指定校での公開研究会等の開催 ・豊かな心を育む道徳教育指導者研修会の開催	R6- R8	1,259	義務教育課
02 ◎	志教育推進地区 指定事業 (再掲)	実践体験型PBL＊(Problem Based Learning)による総合的な学習の時間 の取組を見直し、児童・生徒の主体的な学びを大切にした志教育を推進する。その 成果を検証し、得られた成果や知見を県内に広げることで志教育の一層の推進に つなげる。対象は県内中学校区2地区(3年間)。 ＊実践体験型PBL:地域社会と連携し課題解決に取り組む学習 ＜令和8年度の主な取組＞ ・総合的な学習の時間を中心に実施 ・地域の人々と共に課題設定、課題追究、社会への働き掛けを実施	R6- R8	2,000	義務教育課
03 ◎	高等学校「志教 育」推進事業 (再掲)	高校生が自ら社会で果たすべき役割を主体的に考えながら、より良い生き方を 目指し、その実現に向かって意欲的に物事に取り組む姿勢を育む教育を推進す る。また、将来宮城の医師や教師となる志を持つ生徒を対象として、講演会や特別 講座等を実施し、学力や学習意欲の向上を図る。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・「志教育」研究指定校による取組への支援 ・みやぎ高校生フォーラムの開催 ・みやぎ高校生マナーアップ運動の推進 みやぎ高校生マナーアップ・キャンペーンの実施(春・秋) みやぎ高校生マナーアップフォーラムの開催 ・医師を志す高校生特別講座等の実施 ・教師を志す高校生による大学研究室訪問の実施	R6- R10	9,956	高校教育課
04	みやぎの田園環 境教育支援事業 【非予算的手法】 (再掲)	農業・農村の持つ魅力を伝えるとともに、地域環境保全等に対する意識の醸成を 図るため、地域や学校教育との連携・協働による農村環境保全活動を支援する。	R6- R10	0	農村振興課
05	東北歴史博物館 教育普及事業 (再掲)	東北歴史博物館において教育普及活動及び図書情報室、こども歴史館の運営を 行うほか、民俗資料のデジタルアーカイブ及び調査研究成果に基づく教育普及施 策を実施する。	R6- R10	19,084	文化財課
	合計			32,299	

(3)文化財の保護と活用

区分	事業名	事業概要	事業 実施 期間	R8当初 予算額 (千円)	担当課室
01 ◎	図書館貴重資料 保存修復事業	県図書館が所蔵している古絵図などの貴重資料を修復し、後世に伝える。また、 複製資料(レプリカ)を作成し、学校教育や生涯学習の場での活用を図り、郷土の 歴史・文化への理解促進に役立てる。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・貴重資料(古絵図)の修復作業の実施 ・学校や市町村図書館等への複製資料の貸出	R6- R10	14,723	生涯学習課
02	図書館と古書複 製作製事業	県図書館が所蔵する和古書(原資料)のデジタルデータを作成し、県図書館の ホームページ上で公開することにより広く県民の利用に供する。	R6- R10	715	生涯学習課



区分	事業名	事業概要	事業 実施 期間	R8当初 予算額 (千円)	担当課室
03	日本遺産推進事業	日本遺産に認定されたストーリーと文化遺産の魅力を国内外に広く発信し、地域の活性化と観光振興を図る。	R6- R10	4,342	文化財課
04	特別名勝松島保護対策事業	文化財保護審議会松島部会において、現状変更の可否の判断や適切な保護管理を図るための調査・検討等を行う。	R6- R10	1,245	文化財課
05	多賀城跡発掘調査事業	特別史跡多賀城跡附寺跡を適正に保護し、国民共有の財産として広く活用を図るため、計画的かつ継続的に発掘調査を推進する。	R6- R10	14,569	文化財課
06	多賀城跡環境整備事業	特別史跡多賀城跡附寺跡の保存と活用を図るため、整備基本計画に基づいた環境整備を実施する。	R6- R10	3,112	文化財課
07	多賀城関連遺跡発掘調査事業	特別史跡多賀城跡附寺跡の多角的な調査研究を目的として密接な関連を持つ県内の城柵官街遺跡や多賀城で使用された瓦を生産した遺跡などを対象に調査を行う。	R6- R10	2,554	文化財課
◎	多賀城政庁復元検討事業	多賀城創建1300年記念事業としての県による政庁南大路・城前官街の整備、多賀城市による外郭南門の復元整備、多賀城碑の国宝指定を機に、史跡の活用に対する機運が高まっており、歴史的価値や意義を分かりやすく伝え、地域資源としての活用が図られるよう、多賀城跡の象徴である「政庁」の復元整備に向けた検討を行う。 ＜令和8年度の主な取組＞ ・ボーリング等の地質調査 ・建築基準法や消防法への対応に関する課題整理のコンサルティング業務委託 ・文化庁との協議及び先行事例調査	R7- R10	21,000	文化財課
09	指定文化財管理費	指定文化財を中心に管理パトロールを実施し、県内の指定文化財及び重要な埋蔵文化財の保護・保存と適切な管理を図る。また、市町村所有以外の国指定建造物や史跡の管理者に対して助成を行う。	R6- R10	6,702	文化財課
10	重要伝統的建造物群保存助成費	県内の重要伝統的建造物群保存地区について、その保存のための市町村事業又は所有者等の行う事業に対し市町村がその経費を補助する事業に対して、当該保存地区の適切な保存と活用促進のため助成を行う。	R6- R10	560	文化財課
11	文化財保護充実費	文化財保護の基礎資料である遺跡台帳及び文化財地図の整備充実を図るとともに、県内の未指定文化財の総合調整を行い、県指定文化財候補を把握し、指定を行うための基礎資料とする。	R6- R10	1,864	文化財課
12	史跡等環境整備助成費	文化財保護法及び宮城県文化財保護条例の規定により指定された史跡等の保存と活用を図るための環境整備に対して助成を行う。	R6- R10	3,929	文化財課
13	史跡公有化助成費	文化財保護法及び宮城県文化財保護条例の規定により指定された史跡等を開発から守り、その保存・活用のため土地の公有化を行う市町村に対し助成を行う。	R6- R10	1,640	文化財課
14	建造物等保存修理助成費	国・県指定有形文化財等の保存活用を図るため、保存修理を実施する所有者等に対し助成を行う。	R6- R10	2,562	文化財課
15	指定文化財等災害復旧支援事業費	度重なる自然災害により被災した文化財の速やかな修繕を促すとともに文化財所有者等の負担軽減を図るため、被災文化財の修理・修復を実施する所有者等に対し助成を行う。	R6- R10	6,090	文化財課
16	遺跡緊急調査費	開発事業計画地内の遺跡の確認調査、個人等に費用負担を求めることが困難な遺跡の発掘調査、今後開発が予想される市町村について詳細な分布調査と遺跡地図の整備を実施し、その成果に基づき関係開発機関と協議を行う。また、地域の歴史解明のため特に重要と判断した遺跡については、詳細な範囲や内容の確認調査を行う。	R6- R10	2,557	文化財課
17	東北歴史博物館企画展示事業	常設展の展示替え、メンテナンスに要する経費及び特別展のための調査研究、写真撮影、資料借用、展示造作及び広報等を行う。	R6- R10	137,643	文化財課
18	東北歴史博物館施設整備事業	東北歴史博物館の施設設備の整備を行う。	R6- R10	106,970	文化財課

区分	事業名	事業概要	事業 実施 期間	R8当初 予算額 (千円)	担当課室
19	東北歴史博物館資料管理事業	所蔵歴史資料の保存環境調査・維持管理や県内の発掘調査によって発見された脆弱遺物の保存処理等を行う。	R6- R10	13,396	文化財課
20	東北歴史博物館教育普及事業	東北歴史博物館において教育普及活動及び図書情報室、こども歴史館の運営を行うほか、民俗資料のデジタルアーカイブ及び調査研究成果に基づく教育普及施策を実施する。	R6- R10	19,084	文化財課
21	東北歴史博物館調査研究事業	考古資料、民俗資料、建造物資料、文書資料及び美術工芸資料に係る調査研究及び研究成果の刊行を行う。	R6- R10	1,030	文化財課
22	無形民俗文化財助成費	国及び県から指定を受けた無形文化財の保持者及び無形民俗文化財の保持団体に対し助成し、後継者の育成と技術の研鑽を図る。	R6- R10	1,640	文化財課
23	民俗芸能大会費	全国をブロック分けして開催される大会に本県の民俗芸能保存団体を派遣する。	R6- R10	640	文化財課
24	銃砲刀剣登録審査費	美術品として価値のある銃砲刀剣類の登録審査会を年6回行う。	R6- R10	421	文化財課
25	天然記念物カモシカ保護対策費	宮城県の南奥羽山系カモシカ保護地域における特別天然記念物カモシカの個体数、生息環境等を調査し、保護対策の資料とする。	R6- R10	6,452	文化財課
	合計			375,440	

2-7 関連部局との連携による文化財の面的な把握

これまでに実施してきた個々の文化財調査を、地域的・歴史的・空間的な関連性を有する文化的所産として理解し、域内の文化財群のつながりの把握に努めます。また、保護の方向性が共通する関連分野とも連携し、個々の文化財に対して重層的な意味づけが行われるよう検討します。

宮城県教育委員会としての施策

- ・日本遺産などストーリー性をもった地域活性及びブランド化への関与
- ・土木遺産や農業遺産など広域なインフラを対象とした取り組み
- ・伝統的工芸品指定や自然保護など、方向性が共通する部局との連携

(3) 方針3 文化財を循環型社会システムに組み込む

文化財を保存・活用するにあたっての人材不足・資金不足・予算不足が常態化するの、これまで文化財保護に取り組んできた主な関係者（所有者、技術者・材料供給者、自治体など）だけでは十分な対応を行うことが困難な状況に陥っていることが原因と考えられます。今後は意識的に、地域の社会・経済活動の中に文化財を位置づけ、幅広い主体による保存と活用を行い、持続可能なサイクルを構築する必要があります。

3-1 社会活動・生涯学習と連動した保存継承機会の創出

文化財の所有者・管理者、さらにはその享受者にとっても、文化財が自らの生活や活動の一部に位置づけられていることが、今後の自立的・持続的な保存継承における理想の姿となります。そのためには、文化財が創造的な社会活動の源泉となり得ることを、人材育成や教育普及をとおして、これまで以上に社会と共有していく必要があります。

宮城県教育委員会としての施策

- ・無形民俗文化財における公開・披露機会の創出支援
- ・文化財保存活用団体の育成促進
- ・サポーターズクラブなど文化財保存・継承・活用・普及啓発拠点の設置支援
- ・文化財保護活動に係る顕彰

民俗芸能等継承のための企業連携

全国では、民俗芸能の継承取組に協力・支援（従業員の民俗芸能参加奨励、休暇取得促進）する企業・団体を「パートナー企業」として登録する制度等、企業との連携を進めている地域があります。このような制度は、文化財の保存継承に資することはもちろんのこと、企業等の社会的貢献やイメージ・認知度向上につながるものとしても期待されています。

3-2 教育的意義を明確にした学校教育との連携

自らの生まれた地域の伝統や文化を深く理解し、尊重する態度を身に付けることは、多様な文化や生活習慣をもつ相手と敬意をもって協働する力を育むことにもつながります。伝統や文化に関する教育は直近の学習指導要領改訂でもさらなる充実が示されたところですが、「持続可能な社会づくりの担い手」を育成するにあたり、文化財に求められる役割は今後ますます大きくなります。

ただし、文化財とのふれあいが、単なる学校行事や慣行に落とし込まれるのではなく、その教育的な意義を明確に位置付けた上で実施されなければなりません。学校教育との連携にあたっては、教育基本法や学校教育法の理念に今一度立ち返った上で協働を図ることを検討します。

宮城県教育委員会としての施策

- ・学校教育における総合学習など、文化財を活用した学社融合方策の検討
- ・p4c (philosophy for children (子どものための哲学)) などで活用される文化財教材の開発
- ・学校教員向け教材活用ガイドブックなどの作成

教育基本法

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

(中略)

5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

3-3 保存・活用にかかる資金の確保

保存・継承・活用の経費については、個々の文化財に適した経費の確保を検討し、文化財関係者と地域社会が一体となって文化財を守る資金調達システムの構築を目指します。ただし、その構築の基礎として、直接的な行政支援は必須であり、宮城県及び市町村補助はもちろんのこと、国庫補助や財団助成などのマッチングも併せて検討します。

宮城県教育委員会としての施策

- ・所有者及び管理者による適切な経費算定への協力
- ・文化財活用及び地域社会活性化による資金獲得システムの創出促進
- ・県の文化財補助金の予算確保
- ・市町村が実施する保存・活用にかかり、予算確保のための指導助言
- ・指定寄付金やふるさと納税などの活用促進及び検討、各種財団及び企業支援など情報の集約と周知
- ・クラウドファンディング、地域活性化ファンドなど資金調達の研究

資金調達の戦略

資金調達に必要な経費の算定、機運醸成、先行事例等は、文化庁がまとめた「文化財保護のための資金調達ハンドブック」に詳しく掲載されます。

3-4 行政所有文化財及び収蔵展示施設の模範的な保存・活用

行政所有・管理の文化財は、シビックプライド（都市に対する市民の誇り）醸成の拠点として、個人法人所有文化財の模範とならなければなりません。即ち、行政所有・管理の文化財においては、適切な保存の徹底と、地域活性化に供する活用に努めます。

宮城県教育委員会としての施策

- ・ 特別名勝松島の適切な保存管理の徹底
- ・ 多賀城跡調査研究所における特別史跡多賀城跡の継続的な環境整備
- ・ 発掘調査における出土遺物の適切な収蔵環境の確保と管理
- ・ 県有収蔵展示施設における文化財（資料・作品）の適切な管理、及び保存と活用
- ・ 市町村収蔵展示施設に対する指導・助言、活用模範としての運営
- ・ 市町村有文化財の保存・活用にかかる技術的支援

3-5 普及・活用手法の創出

文化財の普及と活用にかかり、「公開」「体験」「学習」などの既存手法においては、ターゲットを明確にし、より効果的な取組に努めます。また、近年、多様な活用手法として注目されている VR や AR、3D プリンタ複製などの先端技術、ユニークベニューなどの活用手法の創出も促進します。

このほか、教育普及や生涯学習においても、対話や実践を取り入れた新たな活用方法を検討します。

宮城県教育委員会としての施策

- ・ 普及啓発・活用の効果にかかる調査研究と、方策の検討
- ・ ICT を活用した魅力的な情報発信の検討
- ・ 文化財の保存を起点としたユニークベニューのデータベース化
- ・ 企業・団体などが実施する文化財を題材とした情報発信への協力

ユニークベニュー的な活用

文化財あるいは文化財収蔵施設は、独特の雰囲気を持つ特別な空間ものが多く、これらを会場としてイベント等を実施することにより、特別な体験が生まれやすくなります。宮城県内では、重要文化財洞口家住宅（名取市）の主屋にて、演奏会を開催した例もあります。



重要文化財での演奏会

3-6 適切な修理・管理・保全の促進とそれら技術・技能の向上

文化財は、適切な修理・管理・保全が行われることでその価値を維持し、今日まで伝えられてきました。今後も、伝統的な技術や技能、適切な資材を用いながら、これらを継承することが求められます。

このような修理・管理・保全が継続的に行われることにより、

修理などを担う事業者や技能者など、関連市場の活性化による経済効果も期待でき、技術の確実な伝承や安定した資材の供給も実現できます。

宮城県教育委員会としての施策

- ・ 建造物や美術工芸品などにおける修理用資材の永続的な確保の支援
- ・ 所有者等文化財関係者向け管理及び保全技術研修機会の創出
- ・ 地域の健全なアイデンティティ向上に資する美観向上や整備活用の促進
- ・ 建造物や史跡名勝などの適切な修理周期の検討
- ・ 文化財修理技術者に対する文化財以外での修理機会創出の検討
- ・ 文化財保存技術にかかる記録作成
- ・ 建造物や天然記念物における管理の延長としての修理・保全の在り方検討
- ・ 地産地消方式の保存・活用の手法検討

ふるさと文化財の森

文化財建造物を修理し後世に伝えていくためには、木材や檜皮・茅・漆などの資材の確保と資材に関する技能者を育成することが必要であることから、文化庁では文化財建造物の保存に必要な資材の供給林及び研修林となる「ふるさと文化財の森」の設定、資材採取等の研修、普及啓発事業を行う「ふるさと文化財の森システム推進事業」を実施しています。

3-7 周辺環境を含めた文化継承プログラムの構築

文化財は、文化財そのものだけでなく、それらが生まれた地域の自然環境・生活環境が守られることによって維持・継承・発展させていくことができます。文化財を取り巻く環境を含めた公開活用や生涯学習などをとおして、その価値を共有する機会をより多く創出することによって、多様な観点からの文化継承を目指します。

宮城県教育委員会としての施策

- ・ 地域の民俗文化財や生活技術にかかる伝承支援
- ・ 民俗芸能や仏像など、特に動産文化財の魅力を共有体験する現地公開活用の促進
- ・ 地域づくり部局との連携
- ・ 文化的景観をはじめとする、自然との相互作用を理解した文化財の普及啓発

現地体験への誘導

宮城県地域文化復興プロジェクトにて令和元年8月に開催した「宮城に息づく民俗芸能公開シンポジウムー異伝の法印神楽編ー」では、民俗芸能保存会構成員による個々の芸能映像解説を行い、芸能の担い手から鑑賞ポイントを直接学ぶ機会を創出、現地での祭礼体験に誘導しました。

(4) 方針4 文化財の災害対応力を高める

気候変動による大規模自然災害の増加や人為的破壊行為の過激化により、文化財は今後一層の管理体制の強化が求められています。東日本大震災を経験した宮城県において、「従来の固定観念では対応ができない」、また「非常時に平時以上のことはできない」ということを、私たちは身を以て経験しています。防災の枠組が机上の空論とならぬよう、平時の体制整備・理解促進・保存と活

にも十分に留意したものとする。

② AⅠ 遺構等保存活用地区の基本方針

AⅠ 地区

- * S重点遺構保存活用地区に準じる地区として見学者の誘引策を検討するとともに、景観的にも全体的な維持向上を図る。
- * 先述の既整備地区に係る課題についても、S重点遺構保存活用地区と並行して、再整備や補修等を実施する。
- * 特に近年の発掘調査成果により説明板等の内容について修正が必要なものは、適宜新しい情報に更新する。

③ AⅡ 遺構等保存活用地区の基本方針

AⅡ 地区

- * 旧塩竈街道沿いで、江戸時代以降に形成された集落が存在する地区であり、第3次保存管理計画では生活文化構成要素として位置付けしている。
先述のS重点遺構保存活用地区、AⅠ 遺構等保存活用地区の整備活用と並行して、地域住民との共営等による特別史跡と調和した集落景観の維持向上を図る。

④ 緑地環境保全地区の基本方針

緑地環境保全地区

- * 公有化が進捗し、まとまった緑地景観として修景可能な地区に関しては、史跡景観の一部として積極的な管理を行う。
- * 活用に関しても、状況に応じて里山的利用が可能な地区での体験学習等を検討する。

⑤ 湿地環境保全地区の基本方針

湿地環境保全地区

- * 極力公有化を行わず水田として継続を目指す。また、公有化が終了している旧水田については、可能な範囲で水田としての機能維持を図り、古代米栽培などの体験学習を検討する。

3) S重点遺構保存活用地区に係る整備活用計画

整備活用計画

第3次保存管理計画期間では概ね以下の整備活用内容について実施を図ることとする。
なお、以下のマスタープラン・マスタープログラムに基づく整備活用計画については第3次保存管理計画段階でのイメージであり、これらの計画の詳細については、今後、第3次保存管理計画に基づいて策定を予定している「特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画」で具体化へ向けての十分な検討を再度行うこととする。

① S重点遺構保存活用地区に係る整備活用計画マスタープラン

マスタープラン

イ) 遺構保存活用計画

遺構保存活用計画

政庁北面地区 ＊ 政庁北面地区

- ・ 政庁地区の後背地としてふさわしい修景を行う。
- ・ 管理事務所に併設する既存駐車場は大型バスの進入が困難なため、旧塩竈街道沿いに大型バスの乗降にも利用可能な広場を設置する。
- ・ また、当該広場には案内休息施設を設置し、ボランティアガイドの拠点、バスの待合や雨天時の避難場所等、来訪者の利便性向上にも配慮する。

政庁地区 ＊ 政庁地区

- ・ 新たな見解に基づき第Ⅱ期政庁の平面表示について再整備を行う。
- ・ 既存の野外模型や説明板等で、内容的に修正の必要性が生じているものについては適宜更新する。

政庁南面地区 ＊ 政庁南面地区

- ・ 既整備の石積み階段について舗装等の補修による全体的な修景を行う。

城前地区 ＊ 城前地区

- ・ 発掘調査成果に基づき、第Ⅱ期の遺構について平面表示を行う。
- ・ 当該地区については政庁地区、鴻の池地区、南門地区への良好な眺望が確保できる立地上の利点があり、これらに十分に配慮した整備を実施する。

鴻の池地区 ＊ 鴻の池地区

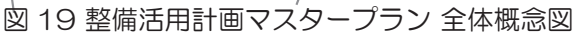
- ・ 近年の発掘調査成果に基づき、想定される園池の復元的整備に関連して、園池の範囲等を確認するための発掘調査の必要性も含めて今後の検討課題とする。
- ・ 当時の園池にふさわしい周辺景観についても合わせて検討する。
- ・ 当該地区に広がる湿地域には貴重な木質系の遺構・遺物が存在するため、これらの遺存環境の保全にも十分な配慮を図る。
- ・ 生活排水や雨水が流入することから、下水道計画との調整を図っていく。

南門及び周辺地区 ＊ 南門及び周辺地区

- ・ 第Ⅱ期の南門及び築地の一部について実物大復元を行う。
- ・ 多賀城碑を含め周辺地区の関連整備、緑地修景を行う。
- ・ 建物復元に合せ、第Ⅱ期の政庁－南門間道路及び南北大路について復元的整備を行う。
- ・ 現在、政庁－南門間道路を横断している県道泉・塩釜線については、市道変更時に一部埋立て（地形復元）等による政庁－南門間道路の連続性を確保する方向で検討する。また、市道丸山線の現市道についても管理用部分を除き、同様の目的で埋立て（地形復元）を行い廃止を検討する。
- ・ 既存の便所及び駐車スペースについても、前述の南門及び築地の復元や市道廃止に伴い、撤去のうえ地形等の復元を行う。
- ・ 南門復元建物の南方で、南北大路沿いにガイダンス施設、多目的広場、便所・駐車場等を設置し、来訪者を南北大路・政庁－南門間道路へ誘導する。

館前遺跡 ＊ 館前遺跡

- ・ 建物跡の平面表示による整備を行うとともに、そのうちの一棟については案内休息機能を持たせた復元的な施設とする。
- ・ 当該地は南門復元建物が遠望できる立地を有する事から、多賀城跡全体の案内板を



設置する等の情報提供を行う。

ロ) 施設配置計画

ガイダンス施設 * ガイダンス施設

- ・玉川岩切線の北側で南北大路沿いに、S重点遺構保存活用地区を中心とした史跡見学の拠点としてガイダンス施設を設置する。
- ・現段階ではガイダンス施設の規模及び機能について、以下の内容を想定する。
意匠等：歴史景観にふさわしい意匠・構造とし、規模等については今後の検討とする。
機能等：展示機能～主にS重点遺構保存活用地区を対象とした展示内容とし、東北歴史博物館、埋蔵文化財調査センターの展示との役割分担にも配慮するとともに現地に即したガイダンス機能の充実を図る。
学習機能～隣接する多目的広場も併用し、現地を生かした歴史学習の場所としても活用する。
情報機能～特別史跡に関連する様々な情報を提供する。
拠点機能～ボランティアガイド等の活動拠点として利用する。

案内・休息施設 * 案内・休息施設

- ・来訪者の利便性に配慮し、各地区に必要な応じて小規模な案内・休息施設を設置する。

説明板等 * 説明板等

- ・全体的なサインシステムを検討し、それに基づき、適宜必要な説明板等の新設や更新を行う。
- ・音声ガイドやユビキタス等の解説ソフトの効果的な導入についても検討し、来訪者の希望に合せた情報入手方法の選択を可能にする。

便所・多目的広場 * 便所・多目的広場

- ・ガイダンス施設に隣接して来訪者用の多目的広場と便所を設置する。
- ・多目的広場については、大型バスや車イス利用者などの乗降スペースとして配慮するとともに、全体的な緑化修景を行い史跡景観との調和を図る。

動線計画 ハ) 動線計画

* 歩行者動線

- ・来訪者の動線については、南北大路、南門復元建物、政庁－南門間道路、政庁跡を結ぶ多賀城の中軸線を再現する。
また、東北歴史博物館やJR国府多賀城駅から南北大路までの連絡遊歩道を新たに中央公園内に設置する。
- ・第2次保存管理計画期間中に設置されたA1整備活用地区の既設遊歩道との接続等、全体的な遊歩道の一体的な利活用にも配慮する。

(4) 各地区の保存活用に関する整備方針

ここでは、前項の各地区における保存活用の基本的な考え方を踏まえ、各地区を特徴ある機能と景観とをもった一定の個性的歴史的環境のまとまりとして捉え、その整備方針を定める。なお、本計画で用いる地区名は、地形や、古代多賀城当時に推定される官衙配置等の遺構の特性、周辺景観などの復元像、さらには現在の整備活用の状況、将来的な利用の基本的な考え方などを考慮して区分した地区に名称を付したものである(図47)。具体的な整備手法等に係る方針は、各地区に共通する内容であることから、次項「(5) 遺跡の保存活用に関する整備方針」に記す。

① S重点遺構保存活用地区

S重点遺構保存活用地区は、城外の南北大路から南門を経て政庁に至る多賀城跡の最も中枢な区域である。主にa. 政庁地区、b. 政庁南面地区、c. 南門地区、d. 南辺東地区、e. 南辺西地区、f. 館前地区で構成される。このS重点遺構保存活用地区の基本的な考え方としては、最優先として短期的・中期的に整備を実施するとしていることから、以下の方針により、積極的な遺構表現と集中的な諸施設設置を行うこととする。

a. 政庁地区

これまでに発掘調査の最新成果を反映した遺構表示等の整備が完了している。政庁地区の北端部は、他の整備地区から比較的近い位置にあり、動線の中継できる場にあたるため、今後、公開・活用、管理運営のための整備を計ることとする。

b. 政庁南面地区

この地区では政庁南大路や城前官衙建物群等が確認されており、これらの遺構表示を行う。

また、地区南西部の鴻の池地区と通称されている湿地域では、土木遺構の調査検討を行うとともに、多賀城成立時の地形及び水質環境のための調査を行い、景観復元をめざす。

c. 南門地区

この地区では南門跡や築地塀跡、南北大路跡等が確認されており、これらの遺構を復元的に展示する。

その際には、名勝「おくのほそ道の風景地 壺碑」の風致景観の維持に努め遺構整備との調和を図る。

また、地区の南端部を多賀城跡への導入拠点と位置付け、ガイダンス機能を整備し、来訪者の利便性向上を図るとともに、多賀城の南面に形成された古代都市の存在を紹介する場とする。

d. 南辺東地区、e. 南辺西地区

多賀城の南辺を区画する築地塀跡等の外郭区画施設に関連する遺構等が確認されており、これらの遺構表示を行う。また、これらの地区ではS重点遺構保存活用地区に隣接してC湿地環境保全地区が設定されていることから、後述するように湿地環境を生かした整備も図ることとする。

f. 館前地区

この地区では城外に位置する国司館とみられる遺構群が確認されており、これらの遺構表示を行う。また、JR国府多賀城駅からの導入口と位置付け、案内施設等の整備を行う。

② AI遺構等保存活用地区

AI遺構等保存活用地区は、政庁の東側に位置する丘陵を中心とする区域である。主にg. 作貫地区、h. 東門・大畑地区、i. 東辺地区、j. 政庁東方地区から構成される。

AI遺構等保存活用地区には、これまで部分的に遺構表示等の整備を実施してきた地区と、整備に未着手の地区とがある。既整備地においては、遺構表示や諸施設の維持と充実を図ることとし、未整備地においては今後、計画的に遺構の表示等や案内・解説施設、便益施設等の整備を行うこととする。

g. 作貫地区

この地区では、丘陵頂部の平坦面で実施された発掘調査により実務官衙建物群が確認されており、既に遺構表示等の整備が実施されている。既設の諸施設は経年により劣化しているものもあるため、当初の整備目的と整備効果を検証し、必要に応じてこれらの更新等を図ることとする。

h. 東門・大畑地区

この地区は城内最大の実務官衙域であり、塩竈に想定される国府津からの入り口としても重要な役割を果たしていたと考えられ、導入口に位置付けるとともに、積極的に遺構を表示する地区とする。北半